

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和3年5月25日付け農総技第24号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年4月14日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（ 農総技第171号（令和3年1月14日）及び農総技第227号（令和3年3月16日）の請求内容で対象となる資料が存在しているにも関わらず開示しなかった分の一切の資料 ）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

農業研究所が保有する以下の公文書

- (ア) 味度メータ使用簿
- (イ) R V A使用簿
- (ウ) N T A55G P S使用簿
- (エ) ウィレー粉砕機使用簿

イ 開示をしない部分及び理由

使用者及び所属名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 本件審査請求

ア 審査請求人は、令和2年12月2日付けで、条例第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「令和2年12月2日付け開示請求」という。）を行った。

（ ・農業研究所の嘱託職員の雇用理由及び雇用条件（勤務時間、賃金・手当（内訳がわかるもの）、専門分野の経験者、資格など）に関する資料
・雇用理由にしたがって業務に従事していることが分かる資料（日報、備品使用簿、特殊勤務手当など）※管理室採用者のみ ）

実施機関は、令和2年12月2日付け開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により公文書部分開示決定処分（令和3年1月14日付け農総技第171号）を行い、次の公文書を開示した。

(ア) 任用伺の概要

(イ) 会計年度任用職員任用計画書、報酬単価計算表

- (ウ) 勤務条件通知書、労働条件通知書
 - (エ) 日額特殊勤務実績簿
 - (オ) 時間外勤務等命令簿
 - (カ) 運搬車使用記録簿
 - (キ) 旧・特殊自動車等使用記録簿
 - (ク) 新・特殊自動車等使用記録簿
- イ 審査請求人は、令和3年3月4日付けで、条例第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「令和3年3月4日付け開示請求」という。）を行った。
- 〔 農総技第171号（令和3年1月14日）の請求内容で対象となる資料が存在しているにも関わらず開示しなかった分の一切の資料 〕
- 実施機関は、令和3年3月4日付け開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により公文書開示決定処分（令和3年3月16日付け農総技第227号）を行い、「平成29年度ビーズショッカー使用簿」を開示した。
- ウ 審査請求人は令和3年4月14日付けで本件開示請求を行い、実施機関は令和3年5月25日付け農総技第24号で本件処分を行った。
- エ 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年8月16日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

2 理由

令和3年3月4日付け開示請求及び本件開示請求は、令和2年12月2日付け開示請求で開示されなかった文書の開示を求めるものであるため、平成27年度から令和2年度までの保存が義務付けられるにもかかわらず、平成27年度分の文書が開示されていない。

仮に、本件開示請求の日を基準に開示したのであれば、平成28年1月1日から同年3月31日までの資料は開示すべきである。

県は、弁明書において平成27年度分の文書は保存期間の満了により不存在であると主張するが、富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号。以下「管理規程」という。）上の保存期間は、最低保存期間を定めたものであり、保存期間の満了により必ず廃棄しなければならないとは定めていない。また、不存在ということについて、管理規程第7章の「公文書の廃棄及び移管」に基づいて廃棄した結果なのか、あるいは、紛失、盗難、無断廃棄によるものなのかかわからない。この点、管理規程第7章の「公文書の廃棄及び移管」に定められている目録を別途開示請求したが、同目録の中には平成27年度の味度計使用簿が明確には存在していない。味度計使用簿については、同目録中の「平成27年度」「備品使用簿等、備品等

照合点検、重要備品整理票、美術品記録簿 等」のいずれかに含まれていたのかと思うが、一方、同じ備品使用簿であるウィレー粉碎機使用簿の平成27年度分は開示されており、廃棄されていない事実があった。味度計使用簿も廃棄したとは言い切れない状態にある。

いずれにしても、当初の開示請求（令和2年12月2日付け開示請求）において、きちんと開示されていたれば、このような問題は生じなかったことである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

本件処分により開示した文書は、管理規程に基づき農林水産総合技術センターにおいて保存期間を5年と定めている。審査請求人が開示を求める平成27年度分の文書の保存期間は、管理規程第51条第1項本文の規定により、平成28年4月1日から令和3年3月31日までとなるため、本件開示請求の時点で保存期間は満了しており、不存在である。

審査請求人が開示を求める平成28年1月1日から同年3月31日までの文書についても、保存期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までとなるため、本件開示請求の時点で保存期間は満了しており、不存在である。

なお、審査請求人は、反論書において、管理規程の保存期間は最低保存期間を定めるものであり、保存期間の満了により必ず廃棄しなければならないとは定めていないと主張するが、現に廃棄済みであり、不存在である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、審査請求人が開示を求めていた平成27年度分の文書に関し、本件開示請求の時点で保存期間を満了していたことについては争いがなく、平成27年度分の文書の存否が争点となっている。

管理規程第61条第1項の規定によれば、出先機関の長は、保存期間を延長する必要があると認めるときは延長できる余地を残している。また、管理規程第69条では、「廃棄処分は、公文書がみだりに他に使用されないよう焼却、溶解、裁断、消去その他の方法により確実に行わなければならない。」と規定されている。当審査会において、富山県農林水産部農林水産企画課及び農林水産総合技術センターの職員に対し、意見聴取を行ったところ、審査請求人が開示を求める平成27年度分の文書については、保存期間を延長することなく、本件開示請求の時点では既に裁断の方法により廃棄処分されていたとの説明があった。その説明に不合理な点は認められず、これに反して対象文書が存在すると根拠付ける事実も認められない。よって、審査請求人が開示を求める平成27年度分の文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和3年12月13日	実施機関から諮問書を受理
令和4年2月17日 (第178回審査会)	・ 諮問事案の概要説明 ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年3月10日 (第180回審査会)	審議
令和4年4月13日 (第181回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説特別委員	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	